

丹南総合公園利用許可申請書兼利用料金助成申請書

指定管理者 越前市長 様

申請者 (連絡先)	団 体 名				※請求先が連絡先と異なる場合は、下記に請求先を記入して下さい。
	氏 名				氏 名
	住 所	〒			住 所
	電 話 番 号				電 話 番 号

下記のとおりに利用したいので申請します。また、利用料金の助成を申請します。

利用施設	☐ 野球場 ☐ 野球場附属施設 (①～⑥ のすべて) ①役員室 ②貴賓室 ③会議室 ④拡声装置及びスコアボード ⑤投球練習場 ⑥バッティングゲージ					
	☐ グラウンド(全面) ☐ A面グラウンド(南側半面 野球専用) ☐ B面グラウンド(北側半面)					
	☐ 体育館(全面) ☐ 体育館(東側半面) ☐ 体育館(西側半面) ☐ 体育館会議室					
	☐ 屋内球技場(全面) ☐ 屋内球技場(東側半面) ☐ 屋内球技場(西側半面) ☐ ゲートボール場					
利用目的 (活動内容)						
利用日時	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					
	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分					
利用者区分	市内	未就学児童(人)・小学生 (人)・中学生(人)・高校生(人)				
		大学生 (人)・その他学生(人)・一般(人) 計 人				
	市外	未就学児童(人)・小学生 (人)・中学生(人)・高校生(人)				
大学生 (人)・その他学生(人)・一般(人) 計 人						
県外	未就学児童(人)・小学生 (人)・中学生(人)・高校生(人)					
	大学生 (人)・その他学生(人)・一般(人) 計 人					
団体区分 ※市内団体 のみ記入	☐ 市主催・共催事業、公務		☐ 市内総合型スポーツクラブ		☐ 市内公益団体	
	☐ スポ少等教育活動、市民大会練習等		☐ 市スポーツ協会及び加盟団体		☐ その他の市内団体	
	☐ 市委託(スポーツ教室等)		☐ 市内自治振興会		☐ 個人	
照明設備	野球場		☐ 全灯 ☐ 1/2灯 ☐ 1/4灯 ☐ 不使用			
	多目的グラウンド	A面(南側)	☐ ①野球(明) ☐ ②野球(普) ☐ ③ソフトボール(明) ☐ ④ソフトボール(普) ☐ ⑦サッカー(明) ☐ ⑧サッカー(普) ☐ 不使用			
		B面(北側)	☐ ⑤ソフトボール(明) ☐ ⑥ソフトボール(普) ☐ 不使用			
	体育館	☐ 全面 ☐ 東側半面 ☐ 西側半面 ☐ 不使用				
	使用時間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分				
使用器具						
備考	※大会等の場合は大会名等を記載し、開催要項等を添付してください。					

越前市使用欄

.....《 き り と り 》.....

丹南総合公園利用許可書

(申請者)

殿

指定管理者 越前市長

令和 年 月 日付け受理しました申請について、丹南総合公園の利用を以下のとおり許可します。

許可施設	☐ 野球場 ☐ 野球場附属施設 (①～⑥ のすべて) ①役員室 ②貴賓室 ③会議室 ④拡声装置及びスコアボード ⑤投球練習場 ⑥バッティングゲージ					
	☐ グラウンド(全面) ☐ A面グラウンド(南側半面 野球専用) ☐ B面グラウンド(北側半面)					
	☐ 体育館(全面) ☐ 体育館(東側半面) ☐ 体育館(西側半面) ☐ 体育館会議室					
	☐ 屋内球技場(全面) ☐ 屋内球技場(東側半面) ☐ 屋内球技場(西側半面) ☐ ゲートボール場					
利用日時	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					
	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分					

【遵守事項】

- ①施設、設備及び備品を損傷又は汚損しないこと。ごみ等は各自持ち帰り、利用後は清掃・整頓を行うこと。
②物品等使用後は現状に復すること。
③施設、設備等を棄損、紛失したときは利用者が賠償の責を負うこと。
- 野球場及び多目的グラウンドでは練習時のスパイク使用は禁止とする。
- 利用許可を受けた施設以外の施設及び立入り禁止区域内に立ち入らないこと。
- 利用許可を受けた設備及び備品以外のものは使用しないこと。
- 施設をその用途以外に利用しないこと。
- 風紀を乱す行為や、その他の利用者に危害を与える行為をしないこと。
- その他、係員の指示に従い利用すること。
- 利用のキャンセルや時間の変更などが発生した場合は、速やかに丹南総合公園事務所へ連絡(TEL:42-6780)をすること。(連絡なく利用しなかった場合にも、利用料がかかります。)
- 使用後は、事務所備え付けの「利用日誌」に必ず記載すること。